

地域包括支援センター整備方針について

1 地域包括支援センターの役割について

平成17年度に行われた制度改正により、介護保険は予防重視型システムへの転換が図られ、高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう、新たに介護保険給付に「予防給付」、介護保険給付外に「地域支援事業」が創設されました。

地域包括支援センター（以下「包括センター」）は、「予防給付」と地域支援事業における「包括的支援事業」を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として位置付けられています。

2 包括センター設置経過について

長野市においては、地域の身近な相談窓口として、在宅介護に関する総合的な相談に応じるために、平成7年度より在宅介護支援センター（以下「在介センター」）事業を実施していました。

上記の介護保険法改正に伴い、直営の在介センターの機能強化（専門職の増員）を図り、平成18年4月より包括センターを3ヶ所直営にて開設しました。

在介センターは、包括的支援事業の一部として位置付け、身近な相談窓口として、包括センターを補完する役割を担うため、事業を継続することとしました。

また、第3期長野市介護保険事業計画では、新制度施行時は包括センターを直営で設け、その後、地域支援事業や予防給付対象者の増加、介護予防のノウハウの蓄積等を踏まえ、直営包括センターの担当地域を分割し、分割した区域には委託方式で包括センターを設け、効率的な事業の展開を図るとしています。

【現計画の展開イメージ】

	包括	直営	委託	在介	直営	委託
17年度	0	0	0	24	1	23
18年度	3	3	0	23	0	23
20年度	9	3	6	必要数		
26年度	30程度	3	27	必要数		

*20年度までの計画を平成19年1月に前倒して実施

* 包括センター【現在設置数9ヶ所（直営3・委託6）】

包括的支援事業を適切に実施するためには、第一号被保険者がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置く員数は、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員それぞれ各1人配置することとされています。

* 在介センター【現在設置数17ヶ所（直営0・委託17）】

職員の配置基準は、社会福祉士などの専門職1名を配置することとされています。

3 各センターの業務内容及び実績について

（ = 介護保険法、老人福祉法に基づくセンター業務 = 包括からの委託業務）

		包括	H18	H19	在介	H18	H19
包括的支援	総合相談支援 （相談延べ件数）		11,264件	21,433件		35,758件	23,518件
	権利擁護 （高齢者虐待通報件数）		76件	71件	-	-	-
	包括的継続的ケアマネジメント （ケアマネジャー研修）		7回	30回	-	-	-
	介護予防ケアマネジメント （特定高齢者プラン数）		6件	137件		24件	112件
予防給付業務 （予防給付プラン数 各年3月実績）			1,075件	1,877件	*	129件	132件

* = 居宅介護支援事業者として17在介センター中11センター受託

4 包括センターの運営課題について

包括センターを設置して2年経過しましたが、次の課題が挙げられます。

(1) 地域包括ケア体制の整備

高齢化の加速（2015年・2025年問題）、認知症高齢者の増加や療養型病床の削減などにより、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けるための基盤整備が必要とされています。包括センターは3職種の特徴を活かしたチームアプローチによる包括的支援事業の実施により、地域の保健、医療、福祉またはボランティアや住民活動など地域資源の連携の核となることが求められています。（ネットワークの構築）

(2) 委託包括センターの課題

担当地区内（保健福祉ブロック）の高齢者人口、地域の広さ等にばらつきがある。

（高齢者人口：最多12,628人 最小6,404人）

包括センターとして地域に認知されつつあり、困難事例、高齢者虐待などの専門的な対応と解決までに時間を費やす相談もあり、これらの相談には、相談者への対応だけでなく、関係機関との連絡調整に労力と時間を費やされている。

包括的支援事業を実施しながらの、予防給付業務（予防給付ケアプラン数）は職員1人あたり40人程度が上限と考えられるが、委託包括センターは、職員1人あたり平均47人（平成20年3月実績）となっており、包括的支援事業実施への支障が危惧される状況である。

一方で、包括センターの増設による担当地区の細分化により、予防給付業務が大幅に減少すると、収入減となり、事業継続が困難になることも懸念される。

5 今後の包括センターの整備について

上記の課題からも現計画同様、包括センターの増設は必要と考えます。ただし、増設にあたっては、以下の点を「基本的な方針」と位置付け、各地区の実情などの諸条件を勘案しながら段階的に進めていきます。

(1) 1包括センターあたりの適正な対象高齢者人口を6,000人程度と設定する。

職員配置基準にて、第一号被保険者3,000人以上6,000人未満ごとに置く員数が、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員それぞれ各1人とされている。

予防給付ケアプラン数が職員1人あたり平均40人以内に納めることが推計できる。

(2) 地域住民の信頼を得ている在宅介護支援センターを有効的に活用する。

在介センターから包括センターへの移行

展開段階における包括センターの補完的役割の継続

適正な高齢者人口を超える包括センターの補完的役割の継続

【新しい展開イメージ】

()内は現計画の展開イメージ

	高齢者人口	包括	直営	委託	在介	直営	委託
20年度	87,044人	9 (9)	3 (3)	6 (6)	17 (必要数)	0	17
23年度	93,044人	13	3	10	必要数		
26年度	102,047人	17 (30程度)	3 (3)	14 (27)	必要数 (必要数)		

(高齢者人口=20年度は6月1日現在 23・26年度は企画課推計より)